

## 「千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正案の基本的な考え方について」新旧表

旧	新
<p><b>2 条例改正の理由・目的</b></p> <p>(1) 地域が抱える課題が複雑化・多様化し、地域ごとにニーズや課題解決の優先順位が異なるため、市民が地域について主体的に考え、各々の地域に合ったまちづくりに取り組む必要があります。前述のとおり現行条例では市民参加と協働について規定していますが、いずれも行政主導であり市民が主体とまでは至っていないため、<u>新たに市民が主体となってまちづくりに取り組む「市民自治」について規定</u>します。</p> <p>【市民参加と協働、市民自治の捉え方】 (略)</p>	<p><b>2 条例改正の理由・目的</b></p> <p>(1) 地域が抱える課題が複雑化・多様化し、地域ごとにニーズや課題解決の優先順位が異なるため、市民が地域について主体的に考え、各々の地域に合ったまちづくりに取り組む必要があります。前述のとおり現行条例では市民参加と協働について規定していますが、いずれも行政主導であり市民が主体とまでは至っていないため、<u>「市民の自立的な活動」を加えて地域の实情に合ったまちづくりに取り組むことを「市民自治」として規定</u>します。</p> <p>【市民参加と協働、市民自治の捉え方】 <u>模式図を変更</u></p>
<p><b>3 改正案の概要</b></p> <p>条例の趣旨 (略)</p>	<p><b>3 改正案の概要</b></p> <p>条例の趣旨 <u>全体的に変更</u></p>
<p>第1条（目的）</p> <p>この条例の目的を規定します。現行の規定では市民参加と協働の推進を図るとされていますが、そこに<u>市民自治を加えて市民が主体となって地域の实情に合ったまちづくりに取り組み</u>、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目指します。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>この条例の目的を規定します。現行の規定では市民参加と協働の推進を図るとされていますが、そこに<u>「市民の自立的な活動」を加えて地域の实情に合ったまちづくりに取り組み</u>、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目指します。</p>
<p>第2条（定義）</p> <p>(1) 市民 市内に住む個人をいいます。</p> <p>(2) 市民等 市民と市内で働く又は学ぶ個人、市内の町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会、事業者その他の団体をいいます。</p> <p>(4) 市民自治 市民が<u>自ら考え、決定し、地域の实情に合ったまちづくりに取り組む</u>ことをいいます。</p> <p>(6) 市民活動団体 営利を目的とせず、<u>まちをより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体</u>をいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) 市民自治 市民が<u>市政に参加し、協働し、又は自立的に活動し、地域の实情に合ったまちづくりに取り組む</u>ことをいいます。</p> <p>(4) 市民活動団体 営利を目的とせず、<u>社会をより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体</u>をいいます。</p>

<p>第3条（まちづくりの基本理念）</p> <p>「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現に向けたまちづくりの基本理念を規定します。市民が主体であることを基本とし、これまでの市民参加や協働に加えて、新たに<u>市民自治について規定します。</u></p>	<p>第3条（まちづくりの基本理念）</p> <p>「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現に向けたまちづくりの基本理念を規定します。市民が主体であることを基本とし、これまでの市民参加や協働に「<u>市民の自立的な活動</u>」を加えて<u>地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことを基本理念とします。</u></p>
<p>第6条（市民活動団体の役割）</p> <p>市民活動団体は、町内自治会が地域内の身近な課題解決を図るのに対し、市民活動団体はその活動する分野における知識や専門性を生かし、<u>まちの課題解決に努めること</u>などを規定します。</p>	<p>第6条（市民活動団体の役割）</p> <p>市民活動団体は、町内自治会が地域内の身近な課題解決を図るのに対し、その活動する分野における知識や専門性を生かし、<u>地域横断的な課題の解決に努めること</u>などを規定します。</p>